

参考資料 1

設備技術規格評価委員会について

令和 6 年 3 月 13 日

一般社団法人 日本溶接協会

目次

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出
2. 設備技術規格評価委員会の組織
3. 各委員会の主な機能
4. 評価・承認する民間規格等
5. 設備技術規格評価委員会における審議の流れ

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

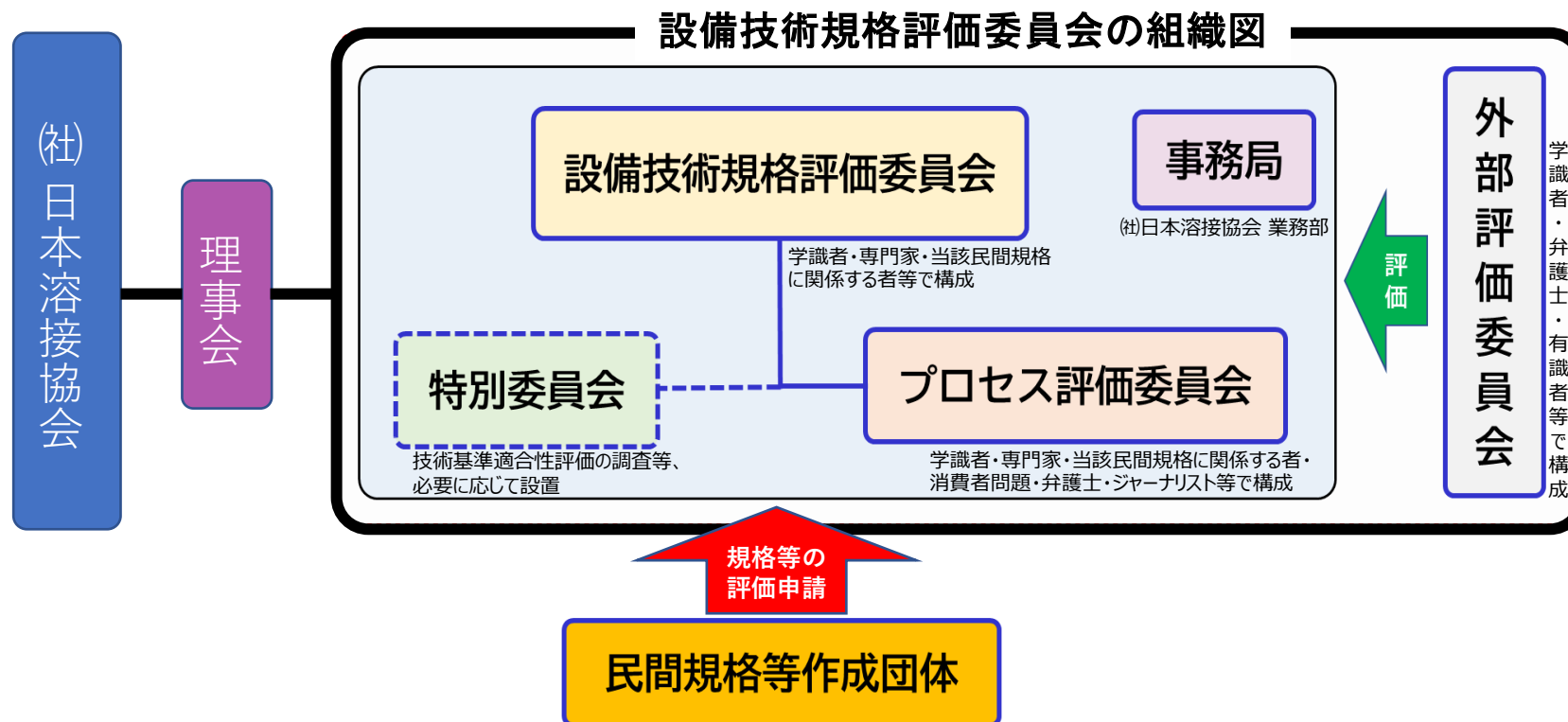
(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出

- 「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における 保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」（以下、評価機関の要件という。）が令和5年12月21日付けで制定されました。
- それを受けて、令和6年3月13日付けにて、一般社団法人 日本溶接協会に設置する設備技術規格評価委員会が民間規格等を評価・承認できる能力を有することのご確認をいただきたく、評価機関の要件への適合性確認の申出をさせていただきたく存じます。
- 適合性確認をいただいた後、民間規格評価機関として、評価機関の要件に則って規格評価を行ってまいります。

2. 設備技術規格評価委員会の組織

- 一般社団法人 日本溶接協会の特別委員会の一つとして、理事会承認のもと新たに設置します。
- 民間規格等の評価業務を行う際には、評価機関の要件にもとづき、民間規格等作成団体より要請があった評価に係る事項に限定し、定めた規則・要領等に従い差別的な評価を行いません。



3. 各委員会の主な機能

- 設備技術規格評価委員会

高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する。

また、事業計画の策定及び全体的な運営を行う。

- プロセス評価委員会

民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う。

- 外部評価委員会

年に1回以上、一連の評価プロセスが適切に運営・維持されているかの評価を行う。

- 特別委員会

技術基準適合性の評価等の特命的事項の調査研究等、必要に応じて設置する。

- 事務局

規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等策定団体の規格制改定業務に従事していない者。

4. 評価・承認する民間規格等

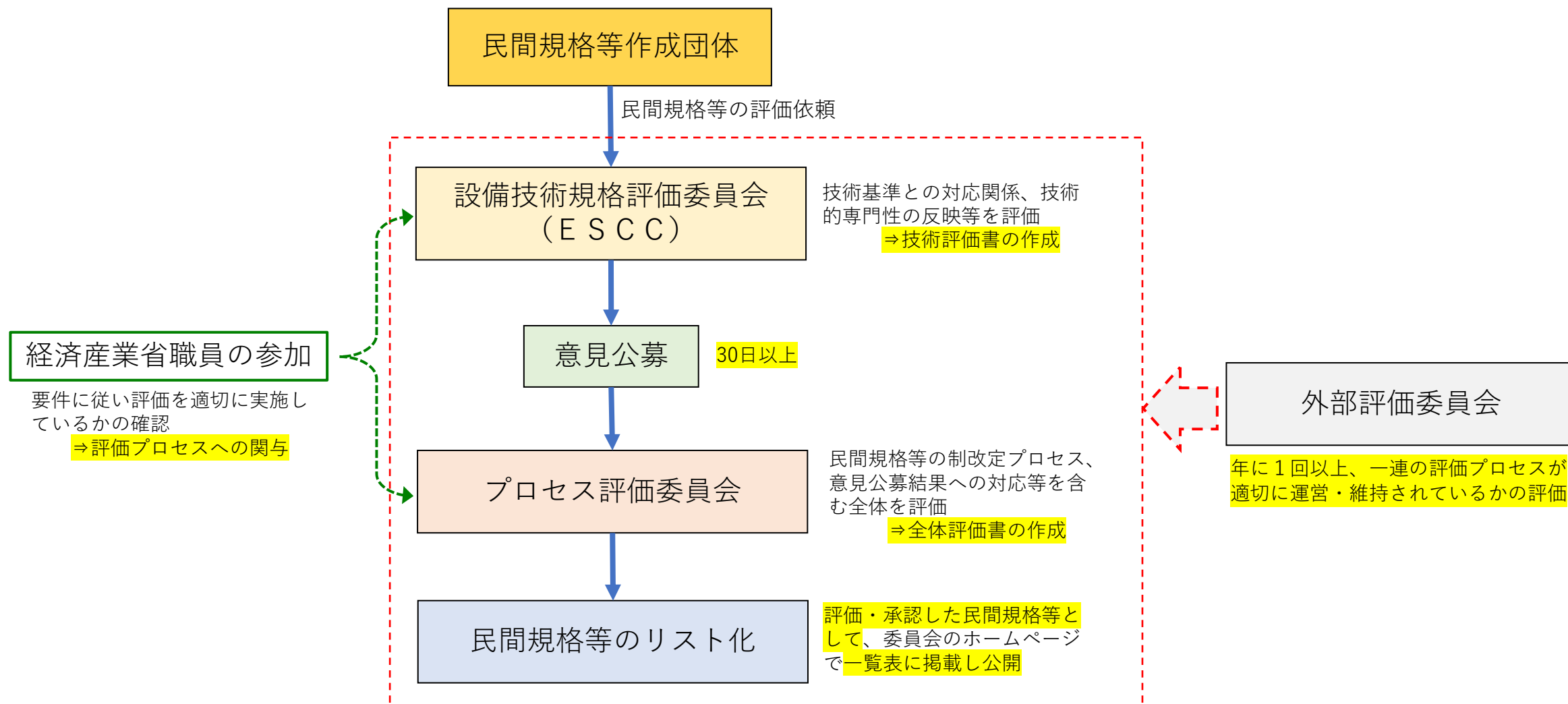
●一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号にもとづき、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）が令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法としての民間規格等を評価・承認する。

●評価・承認する民間規格等^{（注）}は、設備技術規格評価委員会が定める以下に関する要件を満足しているか、またはそれらとの差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

（注）A認定事業者が行う保安検査に用いるための規格として、業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制改定した規格等。

- ①公開性
- ②優越性の排除
- ③制改定に関与する委員のバランス
- ④関連規格との調和
- ⑤パブリックコメントの実施
- ⑥規格策定プロセスにおけるコンセンサスに対するエビデンス
- ⑦不服の申し立て
- ⑧規格の解釈への対応責任体制
- ⑨規格の維持管理責任

5. 設備技術規格評価委員会における審議の流れ



以 上

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

設備技術規格評価委員会 規則

1. 適用範囲
2. (1)一般①、(2)組織①～④、(3)規格評価プロセス①～⑤、⑦、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等の規格評価の審議に係る要領

2. (1)一般②、(3)規格評価プロセス④～⑧、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

- (3)規格評価プロセス⑨

情報公開等に係る要領

- (2)組織④～⑥、(3)規格評価プロセス⑤、⑦

外部評価等に係る要領

- (4)評価業務管理④

異議等申立対応要領

- (3)規格評価プロセス④

内の記載は、評価機関の要件における項目と番号を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

1. 適用範囲

一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

【規則 第1条】

設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、その審査及び手続においては民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

【規則 第8条】

本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

2. 要件

(1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

【規則 第1条】

公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

2. 要件

（1）一般

② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項 に限定しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 1. ～ 3. 】

評価申請を受けた場合、「評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な資料の提出(以下、審議資料)を求めること」、および各委員会では「審議資料に基づき審議すること」を規定。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

【規則 第1条】

高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

【規則 第3条】

民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。

【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る日本溶接協会を含む関連団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第12条】

プロセス評価委員会は、本委員会(技術評価委員会に相当。以下同様。)により審議、承認された保安検査の方法としての民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く。）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう。）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

【規則 第16条】

プロセス評価委員会は、全委員数かつ本委員会の委員を兼務していない委員数のそれぞれの3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

【規則 第21条】

事務局員は民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

④ 民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

【規則 第11条】

本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

【規則 第18条】

プロセス評価委員会は、議事要録を本委員会ホームページに掲載することで公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。

【情報公開等に係る要領 1.(4)】

外部へ公開する内容として「公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容」を規定する。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

【情報公開等に係る要領 3.(1)】

委員会の審議の内容について、「傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。」と規定。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

【情報公開等に係る要領 3.(2)】

「各委員会を非公開とする場合の理由と非公開とする場合の明示方法」について規定。非公開とする場合の理由は以下のとおり。

- a.特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- b.個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- c.個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- d.その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。

【規則 第4条】

本委員会の委員は「民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は「民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

（3）規格評価プロセス

② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

【規則 第23条】

本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会が審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

【規則 第4条】

本委員会の委員は「民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は「民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

【規則 第20条】

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

【民間規格等の審議に係る要領 7.(2)】

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

【異議申立等対応要領 第1～4章】

（省略）

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

- ⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

【規則 第10条】

本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

【規則 第16条】

プロセス評価委員会は、全委員数かつ本委員会の委員を兼務していない委員数のそれぞれの3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

【民間規格等の審議に係る要領 2. ～ 3. 】

(省略)

【情報公開等に係る要領 1. 】

(省略)

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。
- ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(1)】

民間規格等作成団体より審議に必要な資料の提出を受け、以下の観点から評価した結果をまとめた技術評価書を作成する。

- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(4)】

本委員会では、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件(3) 評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

【審議に係る要領 3.(4)】

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

【規則 第3条】

本委員会は、第1条の目的を達成するため、本委員会の事業計画の策定及び事業報告を行う。

【情報公開等に係る要領 3.(1)】

本委員会のホームページにより各委員会の情報として、事業計画を常時公開する。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(6)】

本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。主な手順は以下のとおり。

- ・パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に技術評価書(案)を提出する。
- ・パブリックコメントは、少なくとも30日間(最長60日間)の意見公募期間を設け、技術評価書(案)を添付して広く意見募集を実施して行う。
- ・委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書(案)の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

（3）規格評価プロセス

⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 3.（6）】

保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名により関係行政機関に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

【規則 第20条】

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

【民間規格等の審議に係る要領 7.(1)】

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。

【規則 第28条】

事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

【民間規格等の審議に係る要領 3.(7)】

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

【規則 第26条】

各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

【規則 第27条】

民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(5) 国による指導等 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

【規則 第9条】

関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

【規則 第17条】

関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

【規則 第27条の2】

民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考２）各委員会の委員構成（予定）

（１）設備技術規格評価委員会（13名）

No.	所属（属性）	No.	所属（属性）
1	横浜国立大学（学識者）	11	SOMPOリスクマネジメント株式会社（安全性審査会社）
2	横浜国立大学（学識者）	12	産業技術総合研究所（研究開発法人）
3	E N E O S 株式会社（認定事業者）	13	川重ファシリテック株式会社（指定保安検査機関）
4	コスモ石油株式会社（認定事業者）		
5	非破壊検査株式会社（検査会社）		
6	株式会社ウィズソル（検査会社）		
7	日本製鋼所M & E 株式会社（圧力設備の設計・製作会社）		
8	日立造船株式会社（圧力設備の設計・製作会社）		
9	千代田化工建設株式会社（エンジニアリング会社）		
10	東洋エンジニアリング株式会社（エンジニアリング会社）		

委員長および副委員長は未定。（委員会発足時に互選）

(参考2) 各委員会の委員構成 (予定)

(2) プロセス評価委員会 (17名)

No.	所属 (属性)	No.	所属 (属性)
1	横浜国立大学 (学識者)	11	SOMPOリスクマネジメント株式会社 (安全性審査会社)
2	横浜国立大学 (学識者)	12	産業技術総合研究所 (研究開発法人)
3	E N E O S 株式会社 (認定事業者)	13	川重ファシリテック株式会社 (指定保安検査機関)
4	コスモ石油株式会社 (認定事業者)	14	消費生活アドバイザー (消費者問題の専門家)
5	非破壊検査株式会社 (検査会社)	15	西村あさひ法律事務所 (弁護士)
6	株式会社ウィズソル (検査会社)	16	日刊工業新聞社 (ジャーナリスト)
7	日本製鋼所 M & E 株式会社 (圧力設備の設計・製作会社)	17	未定 (規制関係機関)
8	日立造船株式会社 (圧力設備の設計・製作会社)	備考)	・ No.1～13は設備技術規格評価委員会の委員が兼任する。 ・ No.14～17は設備技術規格評価委員会の委員を兼任しない。今後、2～3名増員する予定。 ・ 委員長および副委員長は未定。(委員会発足時に互選)
9	千代田化工建設株式会社 (エンジニアリング会社)		
10	東洋エンジニアリング株式会社 (エンジニアリング会社)		

（参考 2） 各委員会の委員構成（予定）

（3） 外部評価委員会（3 名）

No.	所属（属性）
1	神戸大学（学識者）◎
2	霞ヶ関総合法律事務所（弁護士）
3	未定（適合性評価機関等）

◎委員長（予定）

設備技術規格評価委員会 規則（案）

2024 年 月 日 制定

（目的）

第 1 条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号及びコンビナート等保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、その審査及び手続においては民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

（組織の体系）

第 2 条 本委員会は、日本溶接協会の理事会の決議のもと設置される。

本委員会は、民間規格等の制改定プロセスを評価するプロセス評価委員会および評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて外部評価する外部評価委員会を設置する。また、本委員会は、必要に応じて特別委員会を設置する。

（本委員会の業務）

第 3 条 本委員会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 二 本委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 三 民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。
- 四 プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別委員会の設置、改廃及び各委員会からの報告内容に関する審議、承認
- 五 その他必要と認める業務

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る日本溶接協会を含む関連団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(本委員会の委員の委嘱)

第5条 本委員会の委員は、本委員会の議決（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長の推薦により会長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また委員は委嘱時点で70歳までとする。

3. 委員長は、本委員会の業務を遂行するために必要と判断した場合、幹事を委員の中から若干名指名することができる。

(本委員会の委員長及び副委員長)

第6条 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。また、連続した再選は二期までとする。

2. 委員長及び副委員長は本委員会の委員の互選により定め、委員長は日本溶接協会の理事会の議決を得て会長が委嘱する。副委員長は本委員会の議決を得て委員長の推薦により会長が委嘱する。

3. 委員長は、本委員会を代表して会務を総括し、また本委員会の業務を遂行するために本委員会を招集し、その議長になる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(本委員会の審議)

第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

2. 前2項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. 本委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(審議対象と要件)

第8条 本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は以下の要件を満たしていなければならない。

- 一 一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。
- 二 附属書1「審査申請する規格基準類の要件」を満足しているか、または附属書1との差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

(本委員会への参加)

第9条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、委員以外も委員長の承認を得て本委員会に参加することができる。
3. 委員以外の本委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。
4. 前項の規定によらず、コンビナート等保安規則第四十九条の七の十三の第5項各号又は一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十三の第5項各号に規定する保安検査の方法に係る規格を定めている規格作成団体（審議案件の規格作成団体を除く。）は、本委員会に参加し、意見表明を行うことができる。

(パブリックコメントについて)

第10条 本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

(本委員会の公開)

第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(プロセス評価委員会の業務)

第12条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。

2. プロセス評価委員会は、「参考．民間規格評価機関の要件（2．要件（2）評価プロセス①）」に基づき、本委員会により審議、承認された民間規格等に対して、本委員会の審議内容ならびに制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行うための審議、承認を行う。

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者

問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員の委嘱)

第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認(初回は委員候補が相互に承認)に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未満とする。

(プロセス評価委員会の委員長及び副委員長)

第15条 プロセス評価委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。

2. 委員長及び副委員長は、プロセス評価委員会の委員の互選により定める。

3. 委員長は、プロセス評価委員会を代表して会務を総括し、またプロセス評価委員会を招集し、その議長になる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(プロセス評価委員会の審議)

第16条 プロセス評価委員会は、全委員数かつ本委員会の委員を兼務していない委員数のそれぞれの3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. プロセス評価委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(プロセス評価委員会への参加)

第17条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、委員以外も委員長の承認を得てプロセス評価委員会に参加することができる。

3. 委員以外のプロセス評価委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べるができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(プロセス評価委員会の公開)

第18条 プロセス評価委員会は、議事要録を本委員会ホームページに掲載することで公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。

(特別委員会の業務と運用)

第19条 特別委員会の設置、改廃は本委員会の承認を得て行う。

2. 特別委員会は、本委員会の委任を受け、技術基準適合性の評価、調査研究等の特命事項について活動を行い、その結果を本委員会に報告する。
3. 特別委員会の委員の構成や議決方法等については、特別委員会の設置の都度、本委員会が決定する。

(問い合わせ、異議等申立への対応)

第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。
3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」および「異議等申立対応要領」に定める。

(事務局)

第21条 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。

2. 事務局員は民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

(会計)

第22条 会計処理は、日本溶接協会が実施する。本委員会、プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別委員会の運営に係る経費の総額を明確に区分し、その収支明細を開示するものとする。

(運営費)

第23条 前条の本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。

ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

(業務の委託及び受託)

第24条 本委員会は第1条の目的を達成するため、日本溶接協会より他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第25条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(記録の作成、保管)

第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

(外部評価)

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

(規格の見直し)

第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

(その他規定されていない事項)

第29条 本規則に定めのない具体的な手順等は、別に定める要領等による。

2. この規則の変更又はこの規則に定められていない事項については、本委員会または理事会の承認を経て定める。

附則1 (2024年 月 日)

1. 本規則は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。
2. 本委員会の事業年度は、初年度においては本委員会発足時より翌年の3月31日までとする。

3. 委員の任期は、初年度においては本委員会発足時より 202●年●●月●●日までとする。

附属書 1 「審査申請する規格基準類の要件」

日本溶接協会に設置する本委員会で評価する民間規格等は、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号およびコンビナート等保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法であり、次の要件又はそれ以上の基準により制定されたものでなければならない。

1. 公開性

当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。

2. 優越性の排除

当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。この場合の支配的とは、抜きん出た権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。

3. 当該規格の制改訂に関与する委員のバランス

当該規格の制改訂に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が 1/3 を超えていないこと。

- 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者
- 2) 製品又はサービスのユーザー
- 3) 一般的な利害関係者

4. 関連規格との調和

規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。

5. ハブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。

6. コンセンサスに対するエビデンス

規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。

ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。

7. 不服の申し立て

規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。

8. 規格の解釈対応責任

規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。

9. 規格の維持管理責任

規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。

参考．民間規格評価機関の要件（※）

1．適用範囲

一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号及びコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

2．要件

（1）一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

（2）組織

- ① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に係る者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。
- ② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- ④ 民間規格等に係る分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

（3）規格評価プロセス

- ① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。
 - ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
 - ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
 - ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
 - ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1

回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

(5) 国による指導等

- ① 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

以上

- (※) 経済産業省 20231213 保局第 3 号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」を抜粋

民間規格等の審議に係る要領

2024 年 月 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高圧ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 評価申請の受付

事務局は、次年度の評価申請の受付のため、前年度中に「〇〇年度 高圧ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」として公募を行い、評価申請を受けた場合、評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な添付資料 1～6（以下、審議資料）の提出を求める。

原則として公募以外の方法により評価申請の受付は行わないものとするが、個別に評価申請の要請があった場合は、公募による受付と同様に審議資料の提出を求めたうえで、本委員会に受付可否を諮るものとする。

事務局は、評価申請の受付に基づき各委員会の開催等のスケジュールを策定し、次年度の事業計画に反映する。

2. 本委員会の審議手順

(1) 技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙 1 の技術評価書（案）の作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

(2) 委員からの意見聴取

事務局は、本評価委員会開催までに審議資料や技術評価書（案）に対する委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。

(4) 本委員会での審議

本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロ

セスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. 委員長は、本委員会を開催する。
- b. 本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. 委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

(5) 本委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関係する事項に限定しなければならない。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、意見公募手続きへ進む。
- b. 条件付き（審議資料もしくは技術評価書（案）の訂正等）で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局から本委員長へ送付し、本委員長の確認後、意見公募手続きへ進む。
- c. 再審議となった場合は、評価申請者は再審議のための本委員会開催までに再審議に必要な資料等を作成し、事務局に提出しなければならない。事務局は評価申請者から提出された再審議に必要な資料等を各委員に配布する。
- d. 保安検査の方法として不適として承認されなかった場合は、不適とした理由を記載した回答書を委員長名で事務局より評価申請者へ送付する。

(6) 意見公募手続き

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a. 外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b. パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に技術評価書（案）を提出する。
- c. パブリックコメントは、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。

- d. 事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e. 委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

3. プロセス評価委員会の審議手順

(1) 全体評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会の審議およびパブリックコメントへの対応が終了した後、プロセス評価委員会開催までに別紙2の全体評価書（案）を作成し、本委員会の議事録、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等と併せてプロセス評価委員に配布する。

(2) プロセス評価委員からの意見聴取

事務局は、プロセス評価委員会開催までに本委員会の議事録、審議資料、技術評価書、パブリックコメントへの対応に関する資料等および全体評価書（案）に対するプロセス評価委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、プロセス評価委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員に電磁的方法により提示するとともに、必要に応じてプロセス評価委員会にて意見に対する回答を行うよう評価申請者に要請する。

(4) プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b. プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. プロセス評価委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

f. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。

(5) プロセス評価委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、当該民間規格を民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を確認した規格として、「民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領」に基づき規格番号を付与する。
- b. 条件付き（全体技術評価書（案）の訂正等）で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局からプロセス評価委員長へ送付し、プロセス評価委員長の確認後、規格番号を付与する。
- c. 制改定プロセスに重大な不備があり承認されなかった場合は、本委員会の委員長は本委員会での再審議等、必要な対応を行う。

(6) 民間規格のリスト化

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名により関係行政機関に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

(7) 民間規格の見直し

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。

事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

4. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員の選定について

委員は表1に示す委員選定のカテゴリから構成されるものとする。本委員会の規則に規定されていない選定に関する条件は以下の通りとする。

- a. 表1の各カテゴリの合計委員数は、最大でも全委員数の1/3を超えてはならない。
- b. 各カテゴリの委員は表1に従い選任し、委員は当該カテゴリの分野において幅広い見識を有し、任命時点において現に当該分野の活動又は業務をしている者であって当該分野を代表すると認識できること。

5. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない本委員会およびプロセス評

価委員会の委員長の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 委員長は副委員長および事務局と協議し委員会の開催日時および議題を設定する。
- b. 委員長が欠席した場合は副委員長が委員長の職務を行い、その他委員長が定める職務を行う。
- c. 委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に議長の任を解かれ副委員長が議事の進行等の職務を行うものとする。副委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に副委員長の任を解かれ委員長が議事進行などの職務を行うものとする。
- d. 委員長及び副委員長は年に一度、各委員の参加状況及び所属カテゴリを確認し委員会で報告するとともに、委員の退任が生じた場合は後任の選任任命を要請する。
- e. 委員長及び副委員長は、審議の内容により委員の追加の必要が生じた場合はその旨を委員会で提言する。

6. 事務局

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない事務局の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 事務局は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- b. 事務局は、本委員会の規則、要領ならびに各委員長の指示に従い、各委員会の運営に関する次の事務を行う。
 - ① 各委員会の名簿の管理。
 - ② 会議案内通知の作成及び会議手配、資料配布、出欠管理、会議議題、議事録、投票及び投票記録の管理作成及び配布。
 - ③ 各委員会の議事進行が規定に従い進められているかの確認。
 - ④ ハブリックコメントを実施するための web ページとパブリックコメントの管理。
 - ⑤ リスト化した規格に対する問い合わせを受け付けるための web ページ、連絡先メールアドレス、問い合わせと回答内容のリスト管理および各委員会への提示等。
 - ⑥ 公開又は非公開を問わず、各委員会の審議で使用了議事録、及び資料(技術的根拠資料を含む)の電子書類化と維持管理。
 - ⑦ 本委員会で承認した規格一覧の管理と本委員会のホームページ上での公開。
 - ⑧ その他本委員会の運営管理に関して必要となる事務的な庶務。
- c. 事務局は、各委員会の委員長、副委員長もしくは委員に求められた場合を除き、審議において意見を述べてはならない。

7. 問い合わせ、異議等申立への対応

- (1) 問い合わせ

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

(2) 異議等申立

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

8. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1（2024 年 月 日）

1. 本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

別紙 1

「 (規格名) 」に関する技術評価書 (案)

●年●月●日

設備技術規格評価委員会

民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて (内規)」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。

I. 「 (規格名) 」に関する技術評価書

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第 8 条並び に民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥)	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場合はその説明をすること。		附属書 1 (チェックリスト) にて確認。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。		
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。		
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。		

II. 添付資料

資料 1 設備技術規格評価委員会 委員名簿 (●年●月●日現在)

資料 2 民間規格等作成団体 作成資料 (添付資料 1 ~ 6)

附属書 1 審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）

項目	評価
1. 公開性 当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。	
2. 優越性の排除 当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きん出た権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。	
3. 当該規格の制改定に関与する委員のバランス 当該規格の制改訂に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が $\frac{1}{3}$ を超えていないこと。 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者	
4. 関連規格との調和 規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。	
5. パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	
6. コンセンサスに対するエビデンス	

項目	評価
規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。	
7. 不服の申し立て 規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。	
8. 規格の解釈対応責任 規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。	
9. 規格の維持管理責任 規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。	

別紙 2

「 (規格名) 」に関する全体評価書

I. 審査経緯

項目	説明（記載例）
1. 設備技術規格評価委員会の審議、承認日	① 設備技術規格評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認 ② プロセス評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認
2. 設備技術規格評価委員会の議決状況	設備技術規格評価委員会規則第●条及び●条により、 ●/●以上の出席により各委員会が成立し、委員の過半数の賛成により承認 ① 設備技術規格評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名） ② プロセス評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名）
3. 設備技術規格評価委員会の主な意見及び対応	各委員会における主な意見は以下の通り。 ① 設備技術規格評価委員会 （委員会の意見を記載） ② プロセス評価委員会 （委員会の意見を記載）
4. 民間規格等作成団体の審査経緯	① 民間規格等作成団体の審議依頼日： ●●年●月●日 ② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会
5. 外部公示結果及び意見への対応概要	① 外部へ公示し、意見を聞いた期間： ●●年●月●日～●●年●月●日（30 日間） ② 公示媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ ③ 公示の結果：添付資料●参照
6. 民間規格等作成団体の審査の状況	① 案件の要望者： （例）現場の設備管理者 ② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会 ③ 民間規格等作成団体の審議： ●●年●月●日 第●回●●部会●●委員会

項目	説明（記載例）
	④ 民間規格等作成団体の議決状況： ●●部会 ●●委員会規則第●条により可決（書面審議）
7. 民間規格等作成団体の技術的専門性の確認	技術評価書にて確認
8. 審議記録の保存について	① 記録の保存方法：設備技術規格評価委員会にて保管。 ② 記録の保存期間：5年
9. 技術的問い合わせの対応	① 問い合わせ先： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会 ② 問い合わせへの対応方法： 問い合わせ者に対し、民間規格等作成団体より回答する。また問い合わせ内容に応じ、必要があれば民間規格等作成団体で対応を検討する。
10. その他、特記事項	なし

II. 「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

評価プロセスの要件	評価	確認内容
1. 評価される民間規格に関係するものは、規格評価プロセスへの参加が認められているか。	○	<u>評価される民間規格に関係するものとして、●●が参加している。</u> 設備技術規格評価委員会規則第４条において民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することと想定しており、参加への制限はない。
2. 規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けているか。	○	<u>金銭的な制約は設けていない。</u> 設備技術規格評価委員会規則第２３条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしている。また、日本溶接協会に属していない団体であっても、本委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、本委員会は実費の負担を求めることができる。
3. 評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件づけているか。	○	<u>各評価委員会名簿のとおり、議決への参加に日本溶接協会の会員資格を条件づけていない。</u>
4. 作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を文書で定められているか。	○	<u>異議申し立てに関する取り扱いの手順は設備技術規格評価委員会規則、関連要領等で定めている。</u>
5. 評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定められているか。	○	<u>運営、議決方法、規格評価プロセスについて規則等で定めている。</u> 設備技術規格評価委員会規則及び関連要領において、運営、議決方法、評価プロセス等を定めている。 ・設備技術規格評価委員会規則 第７条および第１６条 ・民間規格等制改定の審議に係る要領 ２．項および３．項
6. 関係する省令基準および基準解釈の条文（既に引用されている	○	<u>添付資料１の技術評価書により保安検査の方法としての保安面での妥当性につい</u>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
民間規格等を含む）を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書としてとりまとめられているか。		<u>て確認した。</u>
7. 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りではない。	○	<u>設備技術規格評価委員会の業務計画は、事業計画として設備技術規格評価委員会のホームページで公表している。</u>
8. 民間規格等の評価を取りまとめる前に、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、技術評価書を添付してパブリックコメントによる意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。	○	<u>添付資料 4 の通り、パブリックコメントを実施した。</u> ① パブリックコメントの期間： ●●年●月●日～●●年●月●日 (30 日間) ② 媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ
9. 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	○	<u>承認した規格は、設備技術規格評価委員会のホームページに公開する。</u>

III. 添付資料

資料 1 技術評価書（設備技術規格評価委員会名簿、民間規格等作成団体の作成資料（添付資料 1～6）等を含む）

資料 2 民間規格等制定案

資料 3 プロセス評価委員会 委員名簿

資料 4 設備技術規格評価委員会のホームページ公示文及び意見募集の結果

表 1：委員の選定カテゴリ

カテゴリ 表示名	カテゴリ（属性）	設備技術規格 評価委員会	プロセス 評価委員会	外部評価 委員会
AC	学識者	◎		○
AP	A 認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他			

【記号説明】

◎：兼任

○：専任

空欄：必要に応じて任命

民間規格等作成団体の審議に係る説明

件 名	[①審議依頼の件名（制定/改定）を記載]（記載例）
① 案件の要望者	●●規格原案作成委員会 委員長 [②委員長名を記載]
② 民間規格等作成団体の承認日	[③例を参考に承認日を記載] 例：第●回規格原案作成委員会（●年●月●日）にて承認
③ 民間規格等作成団体における議決の状況	[④例を参考に記載] 例：委員数●名（全員）賛成
④ 民間規格等作成団体で提出された主な意見及びその意見への対応概要	[⑤意見の有無、意見への対応を記載]
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	[⑥説明を記載]
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	[⑦結果と意見への対応を記載]
⑦ 定期的改定に関する事項	[⑧例を参考に記載] 例：次回見直しは xx 年の予定
⑧ 審議記録の保存に関する事項	●●規格原案作成委員会規則に従い、5 年間以上保管
⑨ 技術的な事項の問い合わせへの対応	●●規格原案作成委員会にて対応
⑩ その他、特記事項	[⑨特記の内容を記載]

添付資料 2

提出時に民間規格等作成団体の規則を挿入

添付資料 3

民間規格等作成団体 規格原案作成委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

[①日付を入力(例：●年●月●日)]

委員区分	委員名	勤務先
委員長	[②氏名を記載]	[③勤務先を記載]
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		

添付資料 4

概要説明資料挿入

添付資料 5

審査対象となる民間規格を含む詳細説明資料挿入

自己審査書

技術評価の要件 (附属書 1 および民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場 合はその説明をすること。	
2. 技術基準で要求される性能との項目上 の対応が取れていること。	
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事 項について、検査項目毎に、具体的な 手法や仕様が示されていること。	
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明 確かつ実現可能で、規格体系として成 立するものであるか。	
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参 照し、考慮しているか。	

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

2024 年 月 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が審議、承認する民間規格等に関する規格番号の付与に関する事項については、以下に定めるところによるものとする。

1. 本要領を適用する民間規格等

プロセス評価委員会で承認した民間規格等に適用する。

2. 承認した民間規格等への本委員会が付与する規格番号

(1) 規格番号の構成

a. 本委員会の規格番号の構成は次のとおりとする。

- (a) 「ESCC」の記号
- (b) 分野別のアルファベット記号
- (c) 管理用の番号
- (d) 承認年（西暦）

b. 規格番号の構成の意味

(a) 「ESCC」

設備技術規格評価委員会の英文呼称 (Equipment Standards and Codes Committee)
の略称

(b) 分野別のアルファベット記号

P : コンビナート等保安規則に関する規格
Q : 一般高圧ガス等保安規則に関する規格
Z : その他

(c) 管理用の番号（4桁）

（b）の分野毎に定める四桁の管理用の番号を附番する。

(d) 承認年（西暦）

プロセス評価委員会で承認した年の西暦年号をカッコ書き（ ）で表記する。

なお、書面審議等であってプロセス評価委員会の委員会開催による承認に基づかない場合は、プロセス評価委員会が決定したとみなされる日（例：書面審議回答締切日、委員長決裁日など）とする。

c. 表示様式の例

「ESCC P 0 0 0 1 (2 0 2 4)」

- (2) 本委員会の規格番号の割り当てにあたり、必要に応じて民間規格等作成団体及び本委員会の事務局との協議を行う。

また、ホームページ上の承認規格リストには、付与した本委員会の規格番号と承認した民間規格等の名称、番号、発行年月日等の詳細が正しく関連付けられるよう併記して公開する。

3. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1 (●年●月●日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

情報公開等に係る要領

2024年●●月●●日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）の情報公開について、実施に係る具体的方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(1) 公開の方法

本委員会のホームページに公告として掲載する。

(2) 公開の時期

事務局が決定する。

(3) 公開の期間

30日以上、最長60日

(4) 外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- 公開の趣旨
- 公開する「民間規格等」の名称、規格番号等
- 公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容
- 原案を策定した民間規格等作成団体名
- 「民間規格等」の承認予定日
- 問い合わせ先、関連資料入手先、意見提出先
- 意見提出の締切日

(5) 公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

a. 提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、本委員会の事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b. 閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、本委員会の事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c. 関連資料等の有償提供

本委員会又は民間規格等作成団体事務局にとって、提供する関連資料等の作成経費負担が大きいと判断される場合は有償（実費）とすることができる。

2. 民間規格等に関する意見の公募

本委員会が評価した民間規格等についての質問、改定要望等は、常時受付ける。受付方法は、電子メールを基本とし、本委員会のホームページで常時受け付ける。

3. 各委員会の情報公開

(1) 公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a. 議事の公開

本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b. 会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c. 各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙1のとおりとする。

(2) 各委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

(3) 委員名簿の公開

外部より各委員会の委員名簿の開示要求があった場合は、委員名及び所属までの開示とし、住所（所属会社を含む）、電話番号及びメールアドレス等は開示しない。

4. 事業報告及び計画並びに決算及び予算の公開

事業報告及び計画については、日本溶接協会の理事会の承認を得て、本委員会のホームページにて公開する。

本委員会の年度毎の決算及び次年度の予算については、本委員会における正式配付資料の一部として開示する。

5. 規則及び要領類の公開

本委員会の規則及び要領類は、本委員会のホームページで公開する。

6. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1（令和●年●●月●●日）

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

別紙1 本委員会のホームページにおいて公開する各委員会の情報

3. (1) Cの規定に基づき、公開する情報は下表の通り。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 本委員会の概要 ・ 設立趣旨・目的 ・ 規則 ・ 組織体制 ・ 委員名簿	設立時また改訂の都度	常時
2. 設備技術評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・ 議事次第、配布資料一覧 ・ 議事要録 ・ 会議の概要、審議結果	・ 開催後 ・ 議事要録の承認後 ・ 議事要録の承認後	常時
5. 各委員会の活動状況 ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表	・ 開催の都度追加 ・ 開催の都度追加	常時
6. 事業計画、事業報告	委員会の承認後	常時
7. 特別委員会の設置に係る情報	事案発生の都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切日まで常時
9. 承認された民間規格等のリスト	委員会の承認後	常時

外部評価等に係る要領

2024 年●●月●●日 制定

(目的)

第 1 条 本要領は、設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）の規則第 27 条の外部評価について定める。

(業務)

第 2 条 本委員会は、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持について評価を行うための外部評価委員会を置く。

2. 外部評価委員会は、本委員会とプロセス評価委員会により審議・承認された民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセス）を満たした上で適切に運営・維持されているかを審議する。
3. 外部評価委員会は、審議の結果を本委員会、プロセス評価委員会に報告する。
4. 本委員会とプロセス評価委員会は、審議の結果を受けて、必要な改善策等をこうじなければならない。

(構成)

第 3 条 外部評価委員会の委員は、学識者、弁護士の名を必須とし、民間規格等に関する分野から 1 名を任意で任命して構成する。なお、委員は、本委員会及びプロセス評価委員会に所属しない者とする。

2. 民間規格等作成団体の委員は、外部評価委員会の委員になることができない。

(委嘱)

第 4 条 外部評価委員会の委員は本委員会の委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で 70 歳未満とする。

(委員長)

第 5 条 本委員会の委員長が委嘱する。

2. 委員長は会務を総括し、また外部評価委員会を招集し、その議長になる。

(議事)

第 6 条 外部評価委員会による評価は、年 1 回開催する。ただし必要な場合は、随時開催

することができる。

2. 外部評価委員会は、全委員の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による決議を行うことができる。
3. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
4. 外部評価委員会への出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

（議事録）

第7条 外部評価委員会は審議内容を議事録として記録し、本委員会の事務局が保管する。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他規定されていない事項）

第9条 この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則1（●年●月●日）

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

異議等申立対応要領

2024年 月 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）に対する異議等申立の対応について、実施に関する詳細は以下に示すところによるものとする。

第1章 総則

（定義）

1. 異議等は異議および苦情を指し、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、法令等で定められている事項への異議等は対象外とする。

異議：本委員会およびプロセス評価委員会における作為または不作為に関する不適切な審議または不適切な手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。

苦情：本委員会およびプロセス評価委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情、または承認した民間規格への不満など。

第2章 受付

（受付期間）

2. 異議等の受付期間は以下に示すとおりとする。

異議：本委員会の評価決定から 30 日以内

苦情：期間の制限なし

（受付の留意事項）

3. 異議等の受付に関する留意事項

(1) 事務局は、異議等の申立をする者（以下、申立者という）からの申立書〔付－1〕を受け付ける。このとき申立者は「異議」または「苦情」のどちらの申立であるか指定する。なお内部告発の場合、申立者の氏名等は公表しない。

(2) 事務局は、異議等申立の表明を妨げてはならないが、文書以外による申立や匿名など申立者が特定できない場合には原則として受け付けない。

（申立回数）

4. 一件の申立につき一回までとし、原則として同じ条件で同じ内容の申立は受け付けない。

（登録）

5. 異議等について、事務局が申立書の内容を確認のうえ下記区分を決定し、受付番号を付与したうえでリストに登録する。

区分①：評価結果に対する異議

区分②：評価プロセスに関する苦情

区分③：承認された民間規格に関する不満

(受付時の内容確認)

6. 申立者に対して、必要に応じて確認のための質問及び説明を行う。この確認及び説明の結果、申立が誤解に基づくものであることが明らかになった場合には、本項以降の処理は不要とする。

第3章 異議等申立審議委員会

(委員会の設置)

7. 異議等を受け付けた場合、本委員会の委員長は、外部評価委員会を母体とした異議等申立審議委員会（以下、審議委員会。）を設置する。

(委員の委嘱)

8. 本委員会の委員長は、審議委員会の委員長に外部評価委員会の委員長を委嘱し、委員として外部評価委員会の委員を委嘱する。

(委員以外の参加)

9. 審議委員会の委員長は、申立の区分やその内容に応じて、申立者、評価に携わった者または当該民間規格の作成団体関係者等を審議委員会に参加させることができる。

(委員会の業務)

10. 審議委員会の業務は、以下の事項を実施することとする。
- (1) 異議等申立に対する調査及び処置案の作成。
 - (2) 異議等申立に対する調査結果および処置案の本委員会への報告。
 - (3) 異議等申立に対する処置結果の申立者への通知。

(委員会の開催)

11. 審議委員会の委員長は、10.項の業務を実施するため、審議委員会の全参加者の構成確定後 30 日以内を目途に審議委員会を召集し、必要な審議を行い、審議開始後 6 ヶ月以内を目途に必要な業務を完了させるものとする。

審議委員会は、委員および必要な委員以外の参加者全ての出席のもとにおける対面での審議を原則とするが、必要な場合、審議委員会の委員長の判断により、書面による審議を行うことができる。

審議委員会の審議は、その過半数の賛成をもって議決とする。

(委員会の資料)

12. 審議委員会は、事務局に対して、申立書、技術評価書及び全体評価書に加え、関連する資料の開示を要求することができる。

(委員会の決定事項)

13. 異議等申立に対する決定事項は、以下のとおりとする。
- 異議申立等の却下
 - 評価結果の変更
 - 調査および審議結果にもとづく必要な対策

(審議後の処理)

14. 審議委員会の委員長は、異議等申立に対する審議内容と決定事項を本委員会へ報告する。

第4章 その他

(本委員会での処理)

15. 本委員会は、審議委員会の決定にもとづき必要な対応を行う。

(処理の登録)

16. 事務局は、審議委員会の審議終了後に、異議等申立に対する決定事項や処理の内容を登録リスト〔付－2〕に記録する。

(申立者への回答)

17. 事務局は、審議委員会の決定事項を申立者へ書面で回答する。

(その他規定されていない事項)

18. この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

以 上

附則1 (年 月 日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

申立書

下記のとおり申立いたします。

記入日： 年 月 日

申立者： _____ (印)

連絡先住所：（〒 - ）

Tel. : _____ Fax. : _____

e-mail : _____

【申立の区分】（ 異議 ・ 苦情 ） ← いずれかに○を付けてください。

～ 参考 ～

異議：本委員会の作為または不作為に関する不適切な審議あるいは手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。

苦情：本委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情もしくは承認した民間規格への不満など。

【申立の内容】 出来るだけ具体的な内容（対象となる委員会、規格および発生した日時など）を記載し、関連する資料を添付してください。また、記入欄が不足する場合は2枚目以降に添付して下さい。

一般社団法人日本溶接協会 設備技術規格評価委員会 事務局 使用欄

受付日：

備 考

受付番号：

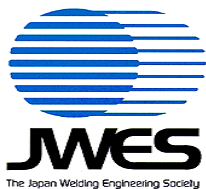
〔付－２〕

登録リスト

受付番号	受付日	規格名称	異議等申立の区分と内容	審議内容および決定事項	回答日

一般社団法人 日本溶接協会

ご紹介



2024年3月

(一社) 日本溶接協会 業務部

目次

- (1) 歴史
- (2) 活動指針
- (3) 活動内容
- (4) 機構
- (5) 溶接管理技術者、溶接技能者の要員認証機関(日本初)
- (6) 国内他協会との関係
- (7) 競争法コンプライアンス規程
- (8) 民間規格評価機関としての適切性

(1) 歴史

- 1948年 設立準備委員会を組織
- 1949年 日本溶接協会設立（社団法人として通産大臣認可）、溶接技能者検定試験開始
- 1951年 第1回全国溶接技術協議会開催
- 1962年 国際溶接学会(IIW)に加盟
- 1969年 IIW京都大会・第1回国際ウェルディングショー開催（以降、2年毎に開催）
- 1998年 日本適合性認定協会から要員認証機関の認証を取得（日本初）
- 2004年 IIW2004年大阪大会・国際会議開催
- 2005年 タイ・フィリピンと溶接管理技術者認証の協定締結
- 2013年 一般社団法人へ移行
- 2016年 日本溶接会議(JIW)を改組し溶接学会との共同事業を開始
- 2017年 溶接技能者教育委員会を設立し教育事業を開始
- 2022年 IIW2022年次大会・国際会議＆国際ウェルディングショー開催

(2) 活動指針

- 1) 産学官の弛みない努力のもと、世界に冠たる溶接・接合技術の維持と発展を支え、製造立国である我が国の発展に貢献する
- 2) 業種別の集まりである専門部会と、研究分野毎の集まりである研究委員会の活動を通して、当該分野の技術開発とその普及・発展、並びに人材育成に寄与するとともに、標準化・規格化を行い、広く社会に普及させる
- 3) 溶接が関わる製品・構造物に対する信頼性を確保するためには、施工管理・非破壊検査などによる品質管理を支える仕組みが必要であり、客観性をもって評価する資格認証・認定制度を継続的に開発・運用する
- 4) 海外との対応、特にアジア諸国との連携強化を積極的に進め、国際交流に貢献するとともに会員各社にとって有用な中立機関として活動する
- 5) 「溶接情報センター」から情報発信を行い、会員への重点支援に加え、社会に溶接接合技術の重要性をアピールするとともに教育・普及活動をインターネットを通して支援する

(3) 活動内容

研究・調査業務

- 専門部会では自動車・船舶・鉄鋼など業界ごとの課題に取り組んでいます
- 研究委員会ではロボット溶接・原子力・レーザー溶接など分野ごとに調査と研究を行っています
- 関連団体からの受託研究を行っています



国際活動業務

- IIW (国際溶接学会) の一員として積極的に国際活動を行うとともに、国際溶接技術者資格の認証機関として活動しています
- アジア溶接連盟の一員としてアジア各国の連携強化を図っています



認定・認証業務

- 溶接技能者の技量を評価し認証を行っています
- 溶接施工計画や管理を行う技術者の認証を行っています
- 非破壊検査事業者の認定や広く溶接・接合・切断に関する認定・認証業務を行っています
- 世界的に通用する国際資格 (IWE、IWT、IWS) を扱っています



規格関連業務

- ISO規格やJISの制定・改廃にかかわる作業を行っています
- 協会独自のWESの制定・改廃にかかわる作業を行っています



教育関連業務

- 教材作成や各種教育を行っています
- 講習会、セミナーなどを開催しています



情報発信業務

- Webサイトの溶接情報センターで技術情報の発信を行っています
- 教育用ビデオなどの教材の提供やQ&Aなどのサービスを行っています
- 溶接会館図書室で多数の溶接関係図書を提供しています



全国溶接技術競技会

- 溶接作業に携わる方々が技を競う全国大会を主催しています
- 1951年度に始まった歴史ある大会です
- 被覆アーク溶接と炭酸ガスアーク溶接の2部門で日本一の技能者を表彰しています



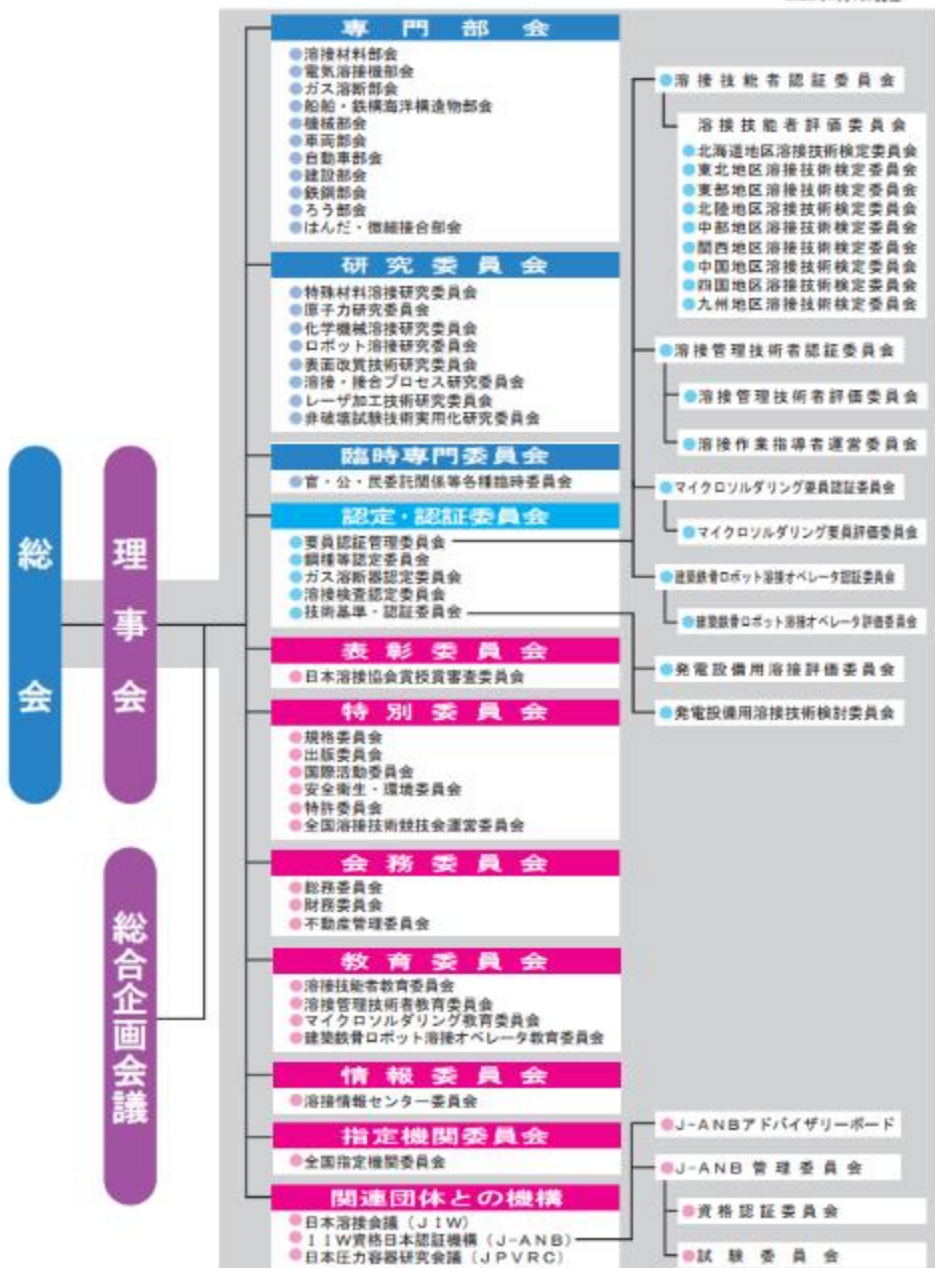
国際ウエルディングショー

- 産報出版(株)と共催で2年ごとに開催しています
- 日本溶接協会ブースから各種情報を発信しています



(4) 機構

一般社団法人 日本溶接協会 第 38 期(2023 年度)役員名簿		
会長(代表理事)	栗飯原 周二	国立大学法人 東京大学 名誉教授
副会長	伊藤 栄作	三菱重工業㈱
副会長	福田 和久	日本製鉄㈱
会務担当理事 (業務執行理事)	青山 和浩	国立大学法人 東京大学
会務担当理事 (業務執行理事)	小池 英夫	小池酸素工業㈱
理事	池谷 啓司	パナソニック コネクト㈱
理事	粉川 博之	国立大学法人 東北大学 名誉教授
理事	才田 一幸	国立大学法人 大阪大学
理事	篠崎 賢二	国立大学法人 広島大学 名誉教授
理事	末永 和之	神神戸製鋼所
理事	高橋 邦夫	国立大学法人 東京工業大学
理事	田川 哲哉	J F E スチール㈱
理事	田中 学	国立大学法人 大阪大学
理事	坪井 竜介	東芝エネルギーシステムズ㈱
理事	中村 好男	トヨタ自動車㈱
理事	丹羽 太	ジャパン マリンユナイテッド㈱
理事	藤本 光生	川崎重工業㈱
理事	南 二三吉	国立大学法人 大阪大学 名誉教授
理事	宮崎 克雅	㈱日立製作所
理事	森本 慶樹	㈱ダイヘン
理事	山岡 弘人	㈱I H I
理事	山下 理道	東京電力ホールディングス㈱
専務理事 (業務執行理事)	水沼 渉	一般社団法人 日本溶接協会 専務理事
監事	金子 裕良	国立大学法人 埼玉大学
監事	妙中 隆之	日鉄溶接工業㈱
監事	佃 淳一	日酸T A N A K A㈱



2022年4月1日現在	
特級会員 (13社)	㈱I H I 川崎重工業㈱ 神神戸製鋼所 J F E スチール㈱ ジャパンマリンユナイテッド㈱ ㈱ダイヘン 東京電力ホールディングス㈱ 東芝エネルギーシステムズ㈱ 日鉄溶接工業㈱ 日本製鉄㈱ パナソニックコネクト㈱ ㈱日立製作所 三菱重工業㈱
1級会員 (19社)	今治造船㈱ ㈱住友製作所 O B A R A ㈱ 鹿島建設㈱ 関西電力㈱ 小池酸素工業㈱ 大陽日酸㈱ 大同特殊鋼㈱ 電元社トーア㈱ デンヨー㈱ トーヨーカネツ㈱ 日酸T A N A K A ㈱ 日本車輌製造㈱ 日本エア・リキード(四) 日立ビニークリア・エナジー㈱ 日立造船㈱ ファナック㈱ ㈱三井E&Sマシナリー 三菱電機㈱
2級会員 (15社)	㈱石井電工㈱ ㈱クロセ 清水建設㈱ J F E エンジニアリング㈱ 住友重機械マリンエンジニアリング㈱ ㈱総合車両製作所 ㈱タセト ㈱名村造船所 日鉄エンジニアリング㈱ 日鉄テクノロジー㈱ 日本ウエルディング・ロッド㈱ ㈱日本スベリア社 日本製鋼所M&E㈱ 日本冶金工業㈱ 三菱製鋼㈱
3級会員 (93社)	㈱I H I インフラシステム 愛知産業㈱ アルナ車両㈱ 石橋金属㈱ いすゞ自動車㈱ 岩谷五郎 岩谷産業㈱ エア・ウォーター㈱ エンシウ㈱ ㈱大島造船所 ㈱大林組 尾道造船㈱ ㈱オリジン 川崎車両㈱ 川田工業㈱ (一財)近畿高エネルギー加工技術研究所 近畿車輌㈱ ㈱東北工業 高圧ガス保安協会 ㈱弘福 ㈱研研 ㈱向洋技研 ㈱神井ハルテック ㈱小松製作所 ㈱新東島サノヤス造船 ㈱重松製作所 四国電力㈱ 四国溶材㈱ ㈱新東島豊橋造船 ㈱新東島どく ㈱研和工業㈱ ㈱ジーテック J F E テクノリサーチ㈱ 千住金属工業㈱ (一社)全国基礎工業団体連合会 (一社)全国建築工業協会 ソーニー 大成建設㈱ 高田電工㈱ ㈱高田工業所 海上工業㈱ ㈱タクマ ㈱竹中工務店 田中貴金属工業㈱ ㈱タムラ製作所 ㈱大連工業研究所 ダイハツ工業㈱ ㈱中央製作所 中国電力㈱ 千代田工建設㈱ ㈱千代田機械 月島機械㈱ 電源開発㈱ 東芝インフラシステムズ㈱ 東京プレイズ㈱ 東芝プラントシステム㈱ 東北精密㈱ 特殊電機㈱ ㈱BCコーポレーション トヨタ自動車㈱ ㈱島谷溶接研究所 独逸機械貿易㈱ ナイス㈱ ㈱ナ・デックス 新潟トランス㈱ ㈱ニチゾウテック 日鉄テックスエンジニア㈱ (一財)日本海事協会 日本ファブテック㈱ ニッコー溶材工業㈱ 日産自動車㈱ 日酸ハードワイピング㈱ 日本アルミット㈱ 日本化学機械製造㈱ ㈱ニホンゲンマ (一社)日本鋼構造協会 日酸どくどく㈱ パナソニックホールディングス㈱ ㈱SUBARU 富士電機㈱ 古河電工パワーシステムズ㈱ 北海道電力㈱ 本田技研工業㈱ ポップリベットファクター㈱ 三菱自動車工業㈱ 三菱造船㈱ 宮地エンジニアリング㈱ ㈱安川電機 ㈱ユタカ ユテックジャパン㈱ ㈱横河ブリッジ レイズネクススト㈱
4級会員 (149社)	ART-HIKARI㈱ アイセイハード㈱ IPGフォトニクスジャパン㈱ ㈱青木メタル アサダ㈱ 旭エレクトロニクス㈱ ㈱東化工 ㈱安藤・関 育良精機㈱ 石川金属㈱ 出光興産㈱ ㈱WIND-SMILE ㈱WE-L-KEN ㈱ウエルディングアロイズ・ジャパン ㈱WELDTOL ㈱白井造船所 (国研)宇宙航空研究開発機構 ウツエバルブサービス㈱ ㈱エイテック ㈱NTTデータシステムテクノロジーズ E N E O S ㈱ 大阪ガスネットワーク㈱ ㈱大阪テクノウムテクノロジーズ ㈱オーエーテック TOWAレーザーフロント㈱ 花王㈱ 化研テック㈱ ㈱ガステック ㈱関電プラント㈱ ㈱東冶金工業㈱ ㈱カンドリ工業 ㈱木村化工機㈱ 九州電力㈱ ㈱東陽光工業㈱ ㈱キョクトー ㈱クボタ ㈱ケミカル山本 原子燃料工業㈱ ㈱原子力安全システム研究所 コータキ精機㈱ 神神戸工業試験場 ㈱小島半田製造所 コスモ石油㈱ コマツ産機㈱ コベルコ建機㈱ コベルコ溶接テクノ㈱ ㈱阪口製作所 ㈱々々半田工業㈱ 山九㈱ ㈱三社電機製作所 山陽精工㈱ 山陽特殊製鋼㈱ 三立電器工業㈱ ㈱山崎科学㈱ ㈱シノノケ ㈱J K W ㈱ジャパンユニックス J X 金属㈱ ㈱スギノマシン スズキ㈱ スター電器製造㈱ ㈱スノウテック 住友化学㈱ 住友重機械プロセス機器㈱ 住友精密工業㈱ (株)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ゼストロンジャパン㈱ ㈱ソルトン ㈱島鉄工建設㈱ 多度津造船㈱ 中央労働災害防止協会 千代田工業㈱ 千代田工業㈱ 常石造船㈱ TOK ㈱DMC Com Base テクノコート㈱ ㈱テブコシステムズ ㈱テリサーチ研究所 ㈱デンソー ㈱電機工業 (一財)電力中央研究所 東亜石油㈱ 東京ガス㈱ 東京ガスネットワーク㈱ ㈱東芝 東ソー㈱ 東邦ガスネットワーク㈱ 東北電力㈱ 東洋アルミニウム㈱ 東洋エンジニアリング㈱ ㈱徳力本店 ㈱永井製作所 OKIネットワーク㈱ ㈱ナ・デックスプロダクツ ㈱ニコシ 日揮㈱ 日揮グローバル㈱ 日鉄ステンレス㈱ 日鉄パイプライン&エンジニアリング㈱ 日産車体㈱ 日本原燃㈱ 日本スチッドウェルディング㈱ 日本タンクステン㈱ 日本鉄板工業㈱ 日本原子力発電 日本電子㈱ 日本電子工業㈱ (一財)日本溶接技術センター ニホンハンダ㈱ ㈱日本フィラーメタルズ 白光㈱ (一財)発電設備技術検査協会 ハリマ化成㈱ ㈱ハンシン 日立金属㈱ 日立建機㈱ 富士重工業㈱ 富士合金工業㈱ 富士フィルム㈱ (国研)物質・材料研究機構 古河電気工業㈱ Fronius Japan㈱ 北陸電力㈱ ㈱ホニエ工業㈱ マクダーミッド・パフォーマンス・ソリューションズ・ジャパン㈱ ㈱松尾ハンダ㈱ マツダ㈱ マツモト機械㈱ マテリアライズジャパン㈱ ㈱マルコム ㈱丸善工機 丸文㈱ マルヤ産業㈱ 三浦工業㈱ みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱ 三井化学㈱ 三菱化工機㈱ ㈱村田製作所 ㈱森村商事㈱ ヤマト産業㈱ 山本光学㈱ ユニオン電機㈱ ㈱ラインワークス ラメール㈱ 豊隆金型工業㈱ リンカーンエレクトロリックジャパン㈱ ㈱レスカ レザーライン㈱
5級会員 (5社)	大村技研㈱ ㈱金属熱強工業㈱ ㈱最新レーザー技術研究センター ㈱セイコーウェブ ㈱レーザックス

(5) 溶接管理技術者、溶接技能者の要員認証機関(日本初)

日本溶接協会は、溶接管理技術者、溶接技能者の資格を認証する要員認証機関の第1号として、1999年3月に(公財)日本適合性認定協会(JAB)から認定されました。ISO9001と同等のマネジメントシステムが要求されるJABの基準(ISO/IEC17024)に則った要員認証品質マニュアル、各種要領書に基づいたシステムによって、機密性・公正性・不偏性・透明性を保ちながら、溶接管理技術者および溶接技能者などを認証しています。

溶接管理技術者



特認コースで

製品を設計図書通りに作るためには、材料や溶接技能者を選び、溶接の方法を考え、間違った溶接をしていないか管理することが大切です。それを担当する人を溶接管理技術者と呼び、日本溶接協会では、溶接に関連するさまざまな知識を持った人に対して、JIS Z 3410 (ISO14731)に基づく溶接管理技術者の資格を発行しています。



世界で認められている
国際溶接技術者資格を取得しよう!

IIW (国際溶接学会) が行う国際溶接技術者資格 (IWE:特別級相当、IWT:1級相当、IWS:2級相当) は、終身資格となるディプロマが発行されます。正規コースは、ディプロマ取得の要件として長時間の教育時間が必要ですが、日本溶接協会の溶接管理技術者資格保有者は、教育時間の減免制度 (特認コース) があり、短時間の教育 (ケーススタディ) と試験を受けることで国際溶接技術者資格を取得できます。

溶接技能者



15歳以上で溶接関連業務の経験が1ヵ月以上あれば、日本産業規格 (JIS) に基づく溶接技能者の基本級 (下向溶接) の試験を受けることができます。資格保有者は溶接作業員、溶接士、溶接技能者などと呼ばれ、工場や工事現場で実際に溶接をしています。日本溶接協会では JIS/WES または ISO9606 に基づき、溶接の試験に合格した人に対して、溶接技能者の資格を発行しています。



工業高校生に告ぐ!
みんなで目指そう ジュニアマイスター!

溶接技能者の複数種目の専門級を取得すれば、得点に応じて全国工業高等学校長協会から「ジュニアマイスター」のシルバーやゴールドに認定され、就職や進学での優遇制度を受けられる場合があります。

公平性のコミットメント

一般社団法人日本溶接協会 (以下、本協会という) は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格認証業務において、下記のとおり認証活動の公平性を確保することを確実に遂行します。

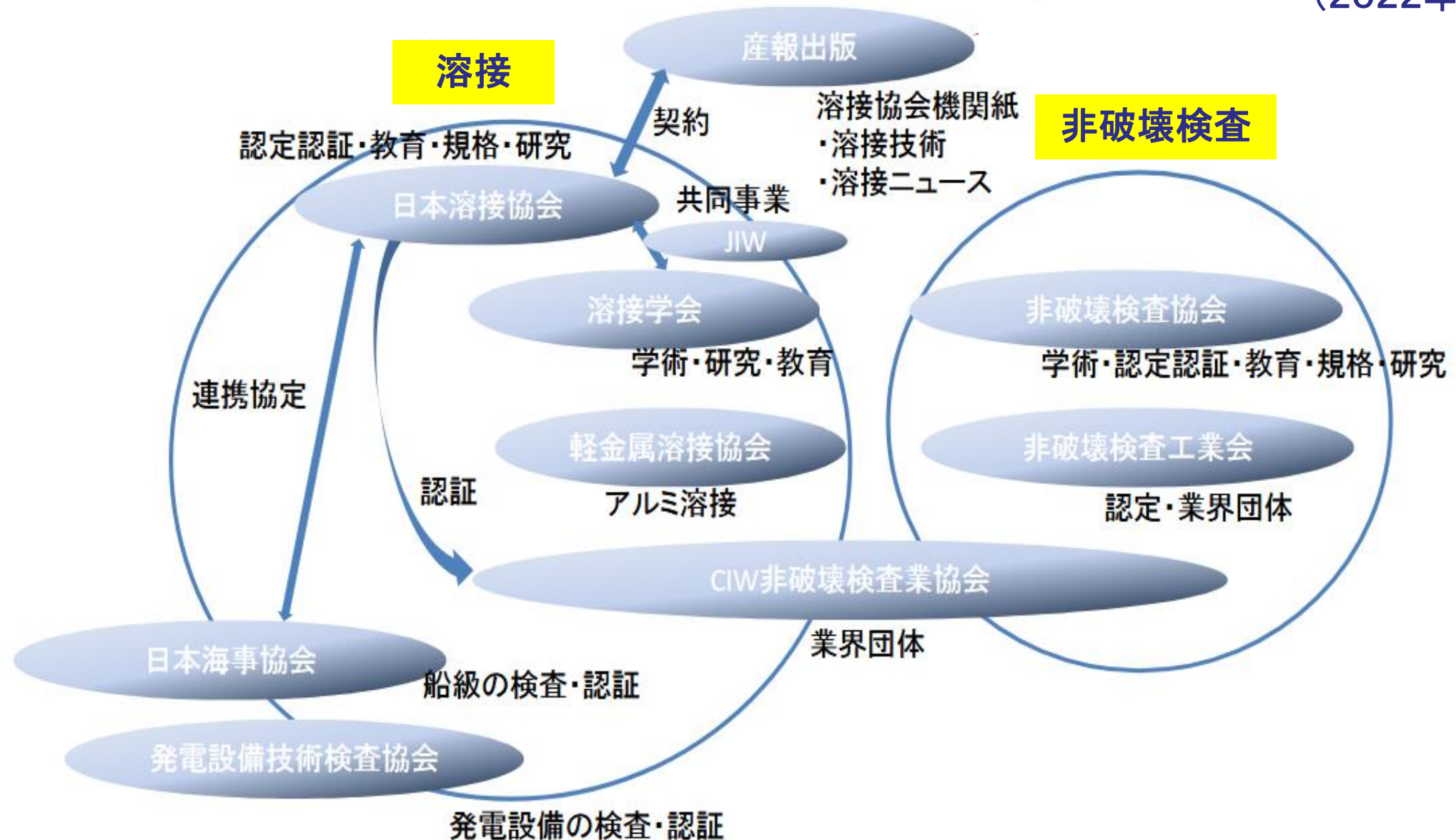
- (1) 本協会は、認証活動における公平性の重要性を認識し、利害抵触を管理し、認証の客観性を確保することを本旨として認証活動を行います。
- (2) 本協会は、認証機関としての公平性を確保するため、その認証活動を本協会の他の事業から明確に区別します。
- (3) 認証活動に直接係わらない関連機関が行う活動が、認証活動の公平性を損なうことがないようにします。
- (4) 認証活動に対する異議申立てについては、公正に受理し、異議申立て審議委員会において客観的に審議し、その結果を申立者に通知します。
- (5) これらの状況については、管理主体として特定の利害関係者によって支配されないように選任したメンバーで構成する要員認証管理委員会に諮り、さらなる改善のための助言を得ます。
- (6) なお、認証活動に関する品質マニュアル及びその実施状況については、第三者認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会の監査を受けます。

2016年6月15日

一般社団法人日本溶接協会
会長 栗飯原 周二

(6) 国内他協会との関係

(2022年4月末現在)



(7) 競争法コンプライアンス規定

一般社団法人 日本溶接協会 競争法コンプライアンス規程

2019年5月22日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本溶接協会（以下「本協会」という）の全ての活動について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という）を遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の全ての活動に適用される。

(体制)

第3条 本協会の競争法コンプライアンスに係る業務は、専務理事が統括し、総務部長が所掌する。

第2章 会合の運営

(会合における禁止事項)

第4条 本協会の会合においては、次に掲げる事項についての議論、情報交換、合意等を行ってはならない。

(1) 価格の維持に関する次の事項

価格構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定等の価格情報

(2) 市場割当に関する次の事項

①競合する会員同士における特定の市場占有率の維持・決定

②市場区域の指定

③競合する会員に便宜を計らい、ある製品市場へ先行進出すること

④一般公表されていない利益や利益幅、予定される投資に関する詳細な情報等

(3) 競合する会員同士が特定の供給業者やその他の組織との取引を行わないことに合意すること

(4) 競合する会員同士が流通慣行や顧客の選択と分類に合意すること

(5) 競合する会員同士が製品計画や市場戦略のような競合情報を交換すること

(6) その他競争法に抵触するおそれのある行為

(会合の出席者)

第5条 会合においては、競合関係の有無に関わらず会員のみでの接触を避けるため、原則として、本協会職員は出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第6条 会合に参加する本協会職員は、会合における議題や配付される資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、事前確認を行う。

(議論の中止または会合の閉会)

第7条 会合で競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、議長が発言者に当該発言を止めるよう注意し、それにもかかわらず当該発言者が問題となり得る発言を止めない場合には、その旨議事録に記載の上、会合を閉会し、本協会の総務部長に報告する。会合に参加した本協会職員は、参加者の発言が競争法上問題となると判断した際に、議長に対して発言者へ注意するよう促す等、議長の議事進行を補助する。

(議事録の作成)

第8条 会合に出席した本協会職員または各会合で議事録作成を担当する者は、各会合が適切に行われたことを示すため、原則として議事録を作成する。議事録は、会合を所管する部門が適正に管理し保管しなければならない。

(懇親会等)

第9条 本協会が主催する懇親を目的とした会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として、本協会職員が出席し、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、発言者に発言の中止を求め、中止されない場合は、懇親会を終了させるものとする。懇親会に限らず、本協会が主催する全ての活動についても同様とする。

第3章 自主規格・自主認定・自主認証等

(競争を阻害する内容の禁止)

第10条 本協会は、特定の事業者に対して競争法上問題となりうる差別的な内容の自主規格の制定、自主認定、自主認証等を行わない。

(強制の禁止)

第11条 本協会は、自主規格の制定、自主認定、自主認証等の活動を行うときは、規格の利用及び遵守、認定・認証の取得等を会員に対して強制してはならない。

(意見聴取)

第12条 本協会は、自主規格の制定、自主認定、自主認証等の活動を行うときは、関係する会員から十分な意見聴取を行う機会を設定するとともに、必要に応じ、対象となる商品又は役務の需要者、知見のある第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

第4章 その他

(協会職員に対する研修)

第13条 本協会職員は、外部からの研修等を通じて、競争法コンプライアンスに関する知識の習得と、意識の向上に努める。

(会員への周知徹底)

第14条 本協会は、本規程をホームページに公開する等、

(通報)

第15条 本協会職員または会員は、本規程に抵触する行為

おそれがあると認識した場合は、総務部長にその事実

2 総務部長は再発防止及び事前防止についての措

な対応措置を講じなければならない。

(不適切な行為への処分等)

第16条 本協会職員が本規程に違反する行為を行った場合

につき懲戒となる。

2 本協会会員が本規程に違反する行為を行った場

合を促すと共に、その所属する団体のコンプライアンス

策を求める。

(本規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(会員への周知徹底)

第14条 本協会は、本規程をホームページに公開する等、

(通報)

第15条 本協会職員または会員は、本規程に抵触する行為

おそれがあると認識した場合は、総務部長にその事実

2 総務部長は再発防止及び事前防止についての措

な対応措置を講じなければならない。

(不適切な行為への処分等)

第16条 本協会職員が本規程に違反する行為を行った場合

につき懲戒となる。

2 本協会会員が本規程に違反する行為を行った場

合を促すと共に、その所属する団体のコンプライアンス

策を求める。

(本規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

1 本規程は2019年5月22日から施行する。

(8) 民間規格評価機関としての適切性

- 関連技術者・学識者による英知を結集する能力が高い
 - 溶接・接合技術は殆ど全ての製造業・技術開発に関連
 - 幅広い会員企業294社(自動車、電機、鉄鋼、造船、建設、エンジニアリング、石油/石化等)
 - 圧力容器や周辺関連設備関係含め必要な関連分野の学識者と技術者
 - 規格相対化の提言イメージとも合致
 - 「従来の国や安全関係団体による基準策定に加えて、プラントオーナーや設備ベンダー、テクノロジー関連事業者、学識経験者など、民間の有識者が参加する新しい基準策定機能が必要」(2021年12月21日付 産業保安基本制度小委員会 報告書抜粋)
- 中立公正で信頼できる規格審査の仕組み保有 (パブコメ等の第三者評価の仕組み)
 - JIS規格(原案策定) 259規格
 - 国際規格(ISO)への貢献 ; ISO TC44幹事機関(事務局)として活動 及び ISO TC164 国内技術対応窓口
- 豊富な民間規格策定実績 (70年以上の歴史)
 - 溶接協会規格86規格;海外向け英語化は13規格
 - WES2820 圧力設備の供用適性評価方法
- 規格の制改定に加えて人材教育や育成にも注力 (70年以上の歴史)
 - 技術者や技能者の育成や資格認証などの仕組み(日本初の要員認証機関認定)を開発・実施
 - 全国溶接技術競技大会の開催

以 上